

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

近年メンタル面や現場における熱中症の対策など働く環境を整備し、そのような災害に遭遇しないよう最善を尽くします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。そのための対策として、定期的なパートナー（協力会社）との交流、具体的には安全目標達成集会や安全衛生環境大会、パートナー幹部との検討会議などを通じて意見収集を図り、社内検討会議を通じて是正・水平展開を実施します。

3. その他（任意記載）

働き方改革の促進に具体的に取り組み、労働環境の改善に取り組むとともに、昨今の労働者不足を推奨すべく、外国人労務者の育成に力を入れ、雇用を通じて国際親善にも努めてまいります。

また、労働災害の撲滅に関しては、指導教育にとどまらず、具体的なしくみや作業手順の改定や、安全設備の充実に努めます。

2026年1月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ヨコソ一

企 業 名

代表取締役 佐藤 幹男

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。